

2 定義等

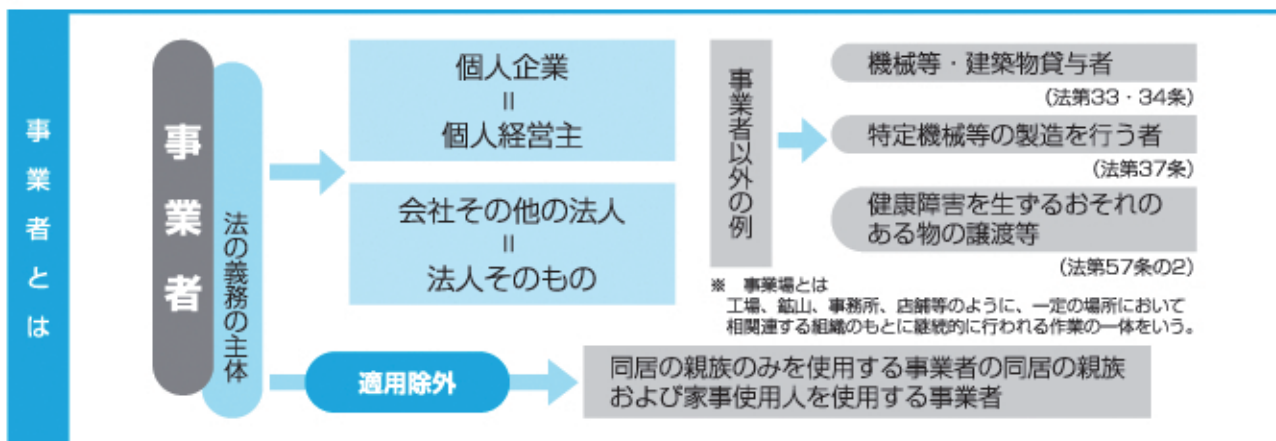
(1) 労働災害

労働者が業務上負傷し、疾病にかかり、または死亡することと定義される

(2) 事業者・労働者（法第2条）

①事業者

事業者とは、事業を行う者で労働者を使用するものをいう。すなわち、事業者とは、法人企業の場合は法人そのもの、個人企業の場合は個人経営主となる。



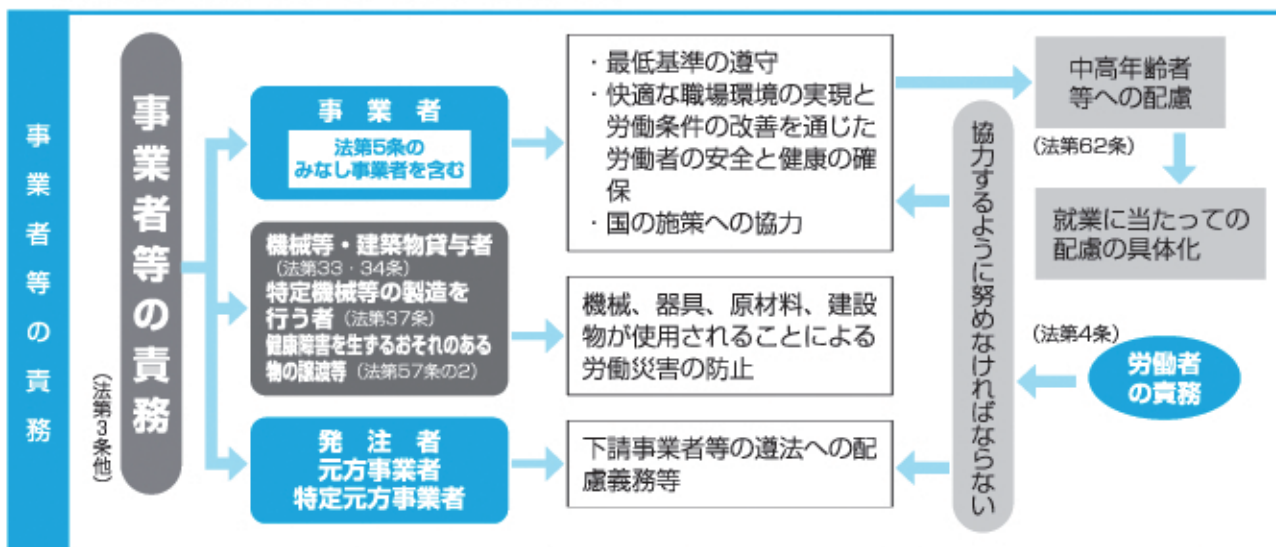
②労働者（労働基準法第9条）

- i 職業の種類を問わず、
- ii 事業または事務所に使用され、
- iii 賃金を支払われる者

(3) 事業者等の責務

趣旨：事業者等が果たすべき役割についての考え方を示す。

①事業者等の責務（法第3条・法第4条・法第5条）



②中高年齢者等についての配慮（法第62条）

趣旨：中高年齢者や身体に障害がある者等は、一般に平衡機能、筋力、感覚機能等や障害のある部位の機能が低下しているので、例えば高齢者の高所作業はできるだけ避けるなどその心身の条件に応じて適正な配置を行うことが必要である。